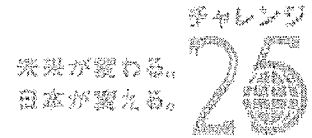


発 環 第 6 1 号
平成22年11月26日各自治会長 様
各環境推進員 様生活環境課長
(公印省略)

ごみ収集所におけるごみの出し方啓発について (依頼)

日頃より本町の環境行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、ごみ収集に関しましてごみ収集日に異なる収集品目のものが出されていることにより、収集されずに取り残されている場合があります。そうした取り残しについては次回の収集日まで自治会で保管しておくなどの問題もあることから今一度ごみの出し方について啓発を行っていただきたいと思えます。

そこで、貴自治会におかれましても次のとおり放送等による啓発を行って環境美化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、収集用コンテナ、ネットが不足または破損している場合は、生活環境課（北条庁舎 電話36-3112）までご連絡ください。

(放送文案)

収集所にごみを出す際の注意について放送します。

決められた収集日を守り、取り残されることがないようにしましょう。

中でもスプレー缶が不燃ごみの日に出されていることが多く見受けられます。

スプレー缶は錆びていたり汚れているものも缶の日に収集しますので

スプレー缶を出す際には必ず穴を開けてガスを抜ききってからスプレー缶用のオレンジ色のコンテナに入れて缶の日に出してください。

また、出し方で困ることがありましたら9月末に配布された「ごみの区分と出し方」の冊子をご覧になり正しい区分に分別するようにしてください。

〒689-2111

鳥取県東伯郡北栄町土下112番地

北栄町役場 生活環境課

主事 磯江 昌弘

TEL 0858-36-3112 (直通)

FAX 0858-36-4595

E-MAIL m-isoe@e-hokuei.net